

令和6年度介護報酬改定における経過措置の終了に伴う留意事項 (地域密着型サービス・第1号通所事業)

- 令和6年報酬改定における経過措置の終了に伴い届出が必要な場合は、加算届出一覧表を確認の上、必要書類を添付して届出を行ってください。
 - 届出の時期は4月施行サービスの場合は4月1日までとなりますので、各々ご対応をお願いします。
 - 以下の表に記載した内容以外に、
 - (1) 新たに加算を算定する場合
 - (2) 加算の区分を変更する場合
 - (3) 加算の要件を満たさなくなった等により加算を取り下げる場合
 についても届出が必要です。
- ※要件が変更になっている加算について、届出不要としている場合であっても、再度要件を満たしているか確認し、要件を満たさなくなった場合は、加算の取下げを届出てください。

1. 令和6年報酬改定における経過措置の終了に係るサービス及び加算（4月施行）

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

旧加算	新加算	届出
—	業務継続計画策定の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「減算型」とみなされます</u>
介護職員等処遇改善加算 加算Ⅴ（1）から 加算Ⅴ（14）まで	廃止	既存届出内容が今回の廃止対象である場合に新たな届出がない場合は、「なし」とみなされます

【地域密着型通所介護】

旧加算	新加算	届出
介護職員等処遇改善加算 加算Ⅴ（1）から 加算Ⅴ（14）まで	廃止	既存届出内容が今回の廃止対象である場合に新たな届出がない場合は、「なし」とみなされます

【（介護予防）認知症対応型通所介護】

旧加算	新加算	届出
介護職員等処遇改善加算 加算Ⅴ（１）から 加算Ⅴ（１４）まで	廃止	既存届出内容が今回の廃止対象である場合に新たな届出がない場合は、「なし」とみなされます

【（介護予防）小規模多機能型居宅介護】

旧加算	新加算	届出
—	身体拘束廃止取組の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「減算型」とみなされます</u>
介護職員等処遇改善加算 加算Ⅴ（１）から 加算Ⅴ（１４）まで	廃止	既存届出内容が今回の廃止対象である場合に新たな届出がない場合は、「なし」とみなされます

【（介護予防）認知症対応型共同生活介護】

旧加算	新加算	届出
—	<u>【短期利用型のみ】</u> 身体拘束廃止取組の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「減算型」とみなされます</u>
介護職員等処遇改善加算 加算Ⅴ（１）から 加算Ⅴ（１４）まで	廃止	既存届出内容が今回の廃止対象である場合に新たな届出がない場合は、「なし」とみなされます

【看護小規模多機能型居宅介護】

旧加算	新加算	届出
—	身体拘束廃止取組の有無 ※「減算型」と「基準型」を新設	新たな届出がない場合は、 <u>「減算型」とみなされます</u>
介護職員等処遇改善加算 加算Ⅴ（１）から 加算Ⅴ（１４）まで	廃止	既存届出内容が今回の廃止対象である場合に新たな届出がない場合は、「なし」とみなされます

【第 1 号通所事業】

旧加算	新加算	届出
介護職員等処遇改善加算 加算Ⅴ（１）から 加算Ⅴ（１４）まで	廃止	既存届出内容が今回の廃止 対象である場合に新たな届 出がない場合は、「なし」と みなされます